

## 【背景】

東日本大震災以降、平成 24 年 7 月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度も後押しとなり、太陽光発電設備の設置が進んだ。

しかし、島外資本による営利を目的とした再生可能エネルギーの発電事業が進み、地域内への還元や地域貢献のない事業形態も発生してきている。

本来的に再生可能エネルギーは地域における共有資源であることから、再生可能エネルギー事業は、地域の条件や受益に配慮し、地域に住む方々との十分な合意形成のもとで、行っていく必要がある。

## 【目的】 第 1 条

市内に存在する再生可能エネルギーの活用について、市、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、地域活性化の推進及び地域が主体となる地域社会の持続的発展への寄与を目的

## 【定義】 第 2 条

市民、事業者、再生可能エネルギー等の定義を定める。

背景や目的を基に基本となる考え方（理念）を規定

## 【基本理念】 第 3 条

- 1 再生可能エネルギーは、本来的に地域の共有資源であり、その地域に存在する主体が連携し、地域の受益に配慮しながら利用されるべきものとする。
- 2 再生可能エネルギーの活用は、地域の持続的な発展に資するよう、地域の条件に配慮して実施されるべきものとする。
- 3 再生可能エネルギーの活用は、エネルギーの自律性及び安全性の向上に資することに鑑み、非常時における市民の安全と安心の確保に配慮して実施されるべきものとする。
- 4 再生可能エネルギーの活用は、地域に及ぼす影響に配慮して近隣住民との十分な合意形成に努めたうえで実施されるべきものとする。
- 5 再生可能エネルギーの活用は、市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者又は市の相互の協働が促進されるよう配慮して実施されるべきものとする。

理念を基にそれぞれの主体における役割や責務を規定

## 【役割、責務】 第 4～8 条

市民、事業者等の役割（努力義務）  
（市の責務）

再生可能エネルギーの活用や再生可能エネルギーの地産地消に向けた調査研究及び必要な施策等（地域新電力事業）

## 【連携の推進】 第 9 条

市、市民、事業者等の相互連携と国・関係機関との連携（努力義務）

## 【事業計画の届出】 第 10 条

50kw 以上の発電施設の設置について、30 日前に市へ事業計画の届出

## 【近隣住民等への説明】 第 11 条

前条の届出前に住民等への理解（説明会）

## 【工事完了の届出】 第 12 条

## 【増設工事の届出】 第 13 条

## 【廃止の届出】 第 14 条

## 【報告及び調査】 第 15 条

市長は、発電施設に関して報告、関係書類の提出依頼、調査の実施が可能

## 【公表】 第 16 条